

## 第9 動力消防ポンプ設備

### 1 設置場所

動力消防ポンプは、火災、雨水等の影響を受けるおそれのない場所に設けること。

### 2 水源

水量の算定は、次によること。

(1) 屋内消火栓設備の基準Iを準用すること。

ただし、(1)について、「常時満水状態を確保するものとする。」と読み替えて準用すること。

(2) 地盤面下に設ける場合は、地盤面の高さから4.5m以内の範囲を有効水量とすること。

### 3 器具

(1) 吸管は、水源有効水量が有効に使用できる長さのものを設けること。

(2) ホースは、設置する動力消防ポンプ設備ごとに、防火対象物の各部分から水源に部署した動力消防ポンプまで、容易に到達できる本数を設けること。

(3) ノズルは、開閉及び噴霧切替装置付きのものとする。

### 4 表示

(1) 動力消防ポンプを通常収納する部分には、当該ポンプの置場である旨を表示すること。

(2) 水源には、動力消防ポンプ用の水源である旨及びその有効水量を表示をすること。

### 5 保安措置

動力消防ポンプには、動力消防ポンプを収納する格納箱を設ける等有効に保護すること。

### 6 代替要件

政令の規定により、動力消防ポンプを代替として設置することができる防火対象物の範囲は、政令別表第一12項イ、14項又は16項のうち、12項イ又は14項を含む防火対象物であって、操作に熟練した自衛消防隊が常駐している場合とすること。

[参考]

ポンプの級別	規格放水圧力 (MPa)	規格放水量 ( $\text{m}^3/\text{min}$ )
A-1	0.85	2.8 以上
A-2	0.85	2.0 以上
B-1	0.85	1.5 以上
B-2	0.7	1.0 以上
B-3	0.55	0.5 以上
C-1	0.5	0.35 以上
C-2	0.4	0.2 以上
D-1	0.3	0.13 以上
D-2	0.25	0.05 以上

※D-1 級、D-2 級については、規格放水量が  $0.2 \text{ m}^3/\text{min}$  に満たないため、動力消防ポンプ設備の基準に該当しない。